

公益通報及び公益通報に関する相談について

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）では、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、信用基金の役職員等による法令違反行為等の早期発見と是正を図るため、役職員、退職者（退職後1年以内の者に限る。）、信用基金と取引関係（請負契約、物品等購入契約、業務委託契約等）のある会社で働く方からの通報を受け付けています。（公益通報の具体的な処理の流れは[次ページ](#)）

（1）通報対象となる事実

国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる特定の法律等の違反行為で罰則の対象となるものの事実（法第2条第3項に規定する通報対象事実）であって、信用基金において生じ、又はまさに生じようとしているもの。

（2）相談対象となる事項

通報をしようとする事実が通報対象となるかの確認等

通報・相談するに当たっては、電話FAX、郵便、電子メール又は面会（外部窓口へ通報・相談する場合は、郵便又は電子メール）により以下の通報相談窓口へ通報・相談してください。必要に応じて、通報等シートをダウンロードして、ご対応をお願いします。

【通報相談窓口】

<内部窓口>

〒105-6228 東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー28階
独立行政法人農林漁業信用基金 総務部総務課

メールアドレス：kouekitsuhou@jaffic.go.jp

TEL：03-3434-7815

FAX：03-3434-7836

<外部窓口>

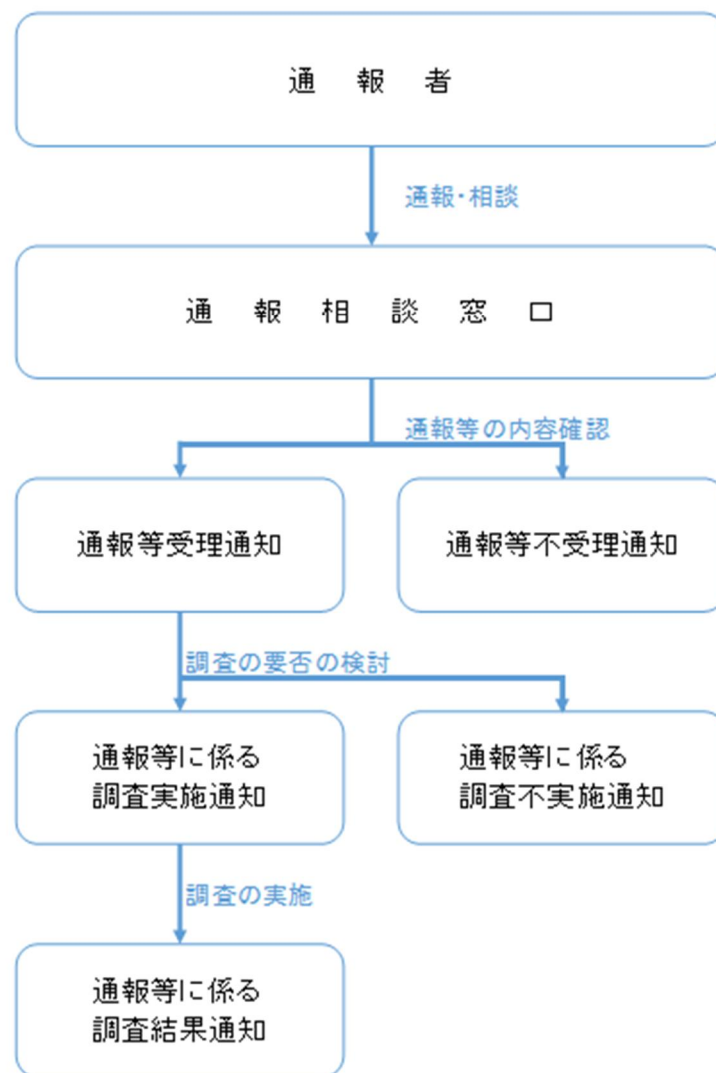
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル528区
羽田総合法律事務所 中村 壽人 清水 徹 小川 嘉之

メールアドレス：hadasogo@maple.ocn.ne.jp

※通報相談窓口の運用・対応等について

- (1) 通報・相談をされる場合は、できる限り会社名、氏名及び連絡先を明示いただくようお願いします。匿名の場合、十分な調査や是正措置ができない場合があること及び調査結果の報告ができない場合があることをご了承ください。
- (2) 通報・相談された方の個人情報には、調査等に必要な場合及び通報された方への報告を行う場合のみに使用し、その他の目的には使用しません。また、ご本人の承諾がない限り、窓口のほか、対応部署以外には開示しません。
- (3) 通報・相談を行ったことを理由として、信用基金が通報された方及びその勤務先に対して不利益な取扱いをすることはありません。ただし、虚偽、他人への誹謗中傷その他不正な目的での通報・相談の場合は、この限りではありません。

信用基金における公益通報等対応フロー



(注) 外部窓口で受け付けた通報等に対する通知については、外部窓口から通知いたします。